

でんさいサービスの機能改善 および業務規程等の改正について

きのくにでんさいサービスでは利便性向上を目的として機能改善を行います。
また、それに伴い業務規程・業務規程細則について、改正を行います。

1. 予定日

2023年1月10日(火)

2. 主な改善内容

①債務者請求方式における記録請求の制限期間を短縮

改善後	現在
振出日(電子記録年月日)を含む3営業日目の翌日から10年後の応当日まで指定が可能。支払期日が日営業日の場合は翌営業日が支払期日となる。	振出日(電子記録年月日)を含む7営業日目の翌日から10年後の応当日まで指定が可能。支払期日が日営業日の場合は翌営業日が支払期日となる。

②債権発生請求金額の下限を引下げ

改善後	現在
1円以上、99億9999万9999円以下で指定が可能。 ※譲渡請求含む	1万円以上、99億9999万9999円以下で指定が可能。

3. 詳細について

次のリンクより「株式会社全銀電子債権ネットワーク」のホームページへアクセスできますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

- [でんさいサービスの機能改善について](#)
- [業務規程および業務規程細則の一部改正のお知らせ](#)

以上